

3 川崎市男女平等推進行動計画（現行：第1期）体系図

5つの柱

13の重点項目



施 策

- | | |
|------|--|
| (1) | 男女平等推進のためのネットワークの設置 |
| (2) | 市民活動への男女平等推進の視点の醸成 |
| (3) | 審議会等への女性の参画促進 |
| (4) | 市役所における係長級女性職員の管理職登用に向けた積極的支援 |
| (5) | 管理職における女性管理職比率の向上 |
| (6) | 市役所における保育、看護の分野への男性の参加促進 |
| (7) | 女性の参画促進に向けた人材育成の実施 |
| (8) | 地域における中心的役割を担う女性の参画に向けた働きかけ |
| (9) | 事業所における女性管理職比率向上に向けた働きかけ |
| (10) | 男女共同参画を積極的に推進する事業所の顕彰 |
| (11) | 事業における男女共同参画への働きかけ |
| (12) | 女性に対する起業支援 |
| (13) | 女性に対する再就職支援 |
| (14) | 女性の就労継続支援 |
| (15) | 事業所における男性の育児・介護休業取得促進の働きかけ |
| (16) | 市役所における男性の育児・介護休業取得促進 |
| (17) | 市職員採用試験における受験資格の年齢要件の拡大 |
| (18) | 子育て支援の充実 |
| (19) | 男女共同参画の視点によるまちづくりの推進 |
| (20) | 男女平等教育の充実 |
| (21) | 事業所における男女平等に関する研修への支援 |
| (22) | 市民の男女平等に関する学習・研修への支援 |
| (23) | 市役所における男女平等意識の醸成 |
| (24) | 男女平等のための意識啓発の実施 |
| (25) | 男女平等の視点からの広報活動の実施 |
| (26) | 効果的な意識啓発のための定期的な実態調査の実施 |
| (27) | 男女平等の視点に立った市民のメディア・情報リテラシー活動への支援 |
| (28) | 男女平等に向けた市民とメディア関係者の情報・意見交換への支援 |
| (29) | 人権オンブズパーソン制度の周知と活用 |
| (30) | 女性に対する人権侵害に関する相談・救済体制の強化 |
| (31) | 学校や医療機関等さまざまな分野、機関との連携強化 |
| (32) | ドメスティック・バイオレンスをなくすための取組みの実施 |
| (33) | ドメスティック・バイオレンスによる被害者と被害者とともにいる子どもへの支援 |
| (34) | ドメスティック・バイオレンス等の人権侵害を受けた女性に対する緊急避難先の確保 |
| (35) | ドメスティック・バイオレンス等の人権侵害を受けた女性に対する自立に向けた支援 |
| (36) | 民間シェルターへの財政的支援を含むさまざまな支援の実施 |
| (37) | 援助を必要とする女性の現状とニーズの把握 |
| (38) | 性と生殖に関する健康と権利について学ぶ機会の提供 |
| (39) | 性と生殖に関する健康と権利についての幅広い広報及び情報提供 |
| (40) | 医療機関における女性専用外来の設置推進 |
| (41) | 女性専用外来に関する市民への情報提供の実施 |
| (42) | 男女平等推進の視点からの過去の統計の再編成 |
| (43) | 市民へのジェンダー統計公表のための仕組みづくり |
| (44) | 男女平等施策の推進状況の点検 |
| (45) | 年次報告書の作成、公表 |
| (46) | 市民による評価に対する支援 |
| (47) | 男女平等推進の阻害要因についての実態調査及び研究の実施 |
| (48) | 男女平等達成状況調査報告書の作成、公表 |
| (49) | 行動計画の推進状況を点検、評価するための指標の設定 |
| (50) | 市のあらゆる計画への男女平等推進の視点の導入 |
| (51) | 各局・区役所における男女共同参画推進員の設置 |
| (52) | 男女平等に関する条例、行動計画、施策の普及・啓発 |
| (53) | 行政刊行物における差別的表現の見直し |
| (54) | 男女平等の視点からの不必要な性別表記の削除 |
| (55) | 国や県に対する提言や要望の実施 |